

令和7年5月第437回臨時福井県議会議案

福 井 県

## 目 次

第49号議案	専決処分につき承認を求めることについて（福井県県税条例の一部改正について）	( 1 )
第50号議案	専決処分につき承認を求めることについて（特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について）	( 7 )
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 11 )
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 15 )
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 19 )
報告第4号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 23 )
報告第5号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 27 )
報告第6号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 31 )
報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 35 )
報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 39 )
報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 43 )
報告第10号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 47 )
報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 51 )
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 55 )
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 59 )
報告第14号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 63 )
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 67 )
報告第16号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 71 )

目 次

報告第17号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 75）
報告第18号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 79）
報告第19号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 83）
報告第20号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 87）
報告第21号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 91）
報告第22号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 95）
報告第23号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 99）
報告第24号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（103）
報告第25号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（107）
報告第26号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（111）
報告第27号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（115）
報告第28号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（119）
報告第29号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（123）
報告第30号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（127）
報告第31号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（131）
報告第32号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（135）
報告第33号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（139）

## 第49号議案

## 専決処分につき承認を求めることについて

福井県県税条例の一部を改正する条例については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第50号

## 福井県県税条例の一部改正について

次のとおり福井県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

### 福井県条例第27号

#### 福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（軽油引取税のみならず課税）</p> <p>第117条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量（<u>第1号または第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、第133条の6第1項第1号または第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費または譲渡に係る軽油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該消費または譲渡に</u></p>	<p>（軽油引取税のみならず課税）</p> <p>第117条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。</p>

係る軽油の数量から当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

附 則

(不動産取得税の減額等)

第8条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第8条第1項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和9年3月31日までにした場合における第71条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第8条第1項に規定する貸家住宅(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令附則第8条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 知事は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅(以下この条において「改修工事対象住宅」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事(以下この項および第6項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条第2項に規定するもの(

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

附 則

(不動産取得税の減額等)

第8条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第71条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定する貸家住宅(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された1の部分で施行令附則第9条の2第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 知事は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅(以下この条において「改修工事対象住宅」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事(以下この項および第6項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するも

以下この項および第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までの間に  
行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

3 (略)

4 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの(国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。)の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第134条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

の(以下この項および第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に  
行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

3 (略)

4 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された1の部分)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの(国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。)の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、第134条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第2条 改正後の第117条第1項(同項第1号、第2号および第5号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後の軽油の消費および譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費および譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

## 第50号議案

## 専決処分につき承認を求めることについて

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

専決第51号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

福井県条例第28号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和44年福井県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（促進区域における県税の課税免除）</p> <p>第3条の4 促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従って次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（促進区域における県税の課税免除）</p> <p>第3条の4 促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和7年3月31日</u>までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従って次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税）</p> <p>第4条の2 原子力発電施設等立地地域内において、平成14年4月1日から<u>金</u></p>	<p>（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税）</p> <p>第4条の2 原子力発電施設等立地地域内において、平成14年4月1日から<u>金</u></p>

和9年3月31日までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（1の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあっては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうちに次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5、第61条または第174条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

和7年3月31日までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（1の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあっては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうちに次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第44条、第49条の5、第61条または第174条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 報告第1号

## 専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第55号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

岐阜県大垣市 法人

### 2 損害賠償の額 11,000円

### 3 事故の態様

令和6年11月28日午後0時13分頃、捜査第一課の県有自動車が、岐阜県大垣市中川町1丁目132番地1の駐車場において、相手方が所有する外灯支柱に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第2号

## 専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第56号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 法人

2 損害賠償の額 35,200円

3 事故の態様

令和6年11月28日午後5時20分頃、坂井警察署の県有自動車が、坂井市春江町江留下高道113番地3の駐車場において、相手方が所有するアーケードに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第3号

## 専決処分の報告について

橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第28号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月6日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 273,537円

3 事故の態様

令和6年12月17日午後2時40分頃、一般国道157号勝山市遅羽町下荒井地係において、相手方が所有する自動車が橋梁から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第4号

## 専決処分の報告について

樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第29号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月6日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

奈良県北葛城郡上牧町 個人

### 2 損害賠償の額 361,900円

### 3 事故の態様

令和6年12月7日午後3時48分頃、一般国道476号今立郡池田町谷口地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した枝に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第30号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

石川県金沢市 法人

### 2 損害賠償の額 223,146円

### 3 事故の態様

令和6年12月20日午後1時11分頃、一般国道157号勝山市遅羽町下荒井地係において、相手方が所有する自動車が橋梁から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第6号

## 専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第31号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

岐阜県郡上市 個人

### 2 損害賠償の額 61,646円

### 3 事故の態様

令和7年1月3日午後7時15分頃、一般国道157号勝山市北谷町木根橋地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

## 報告第7号

## 専決処分の報告について

損傷した車止めによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第32号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり損傷した車止めによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 106,999円

3 事故の態様

令和6年5月1日午後1時30分頃、越前市大屋町第38号5番地の1の駐車場において、相手方が所有する自動車が損傷した車止めに接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 14 日 提出

福 井 県 知 事      杉      本      達      治

## 専決第33号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月27日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 351,615円

3 事故の態様

令和7年1月11日午後2時45分頃、一般国道157号勝山市平泉寺町大渡地係において、相手方が所有する自動車が橋梁から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第34号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月13日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 171,710円

3 事故の態様

令和6年12月18日午後2時55分頃、一般県道藤巻下荒井線勝山市遅羽町下荒井地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第10号

## 専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第35号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 13,600円

3 事故の態様

令和6年12月29日午前10時30分頃、主要地方道福井大森河野線福井市中町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第36号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 法人

2 損害賠償の額 50,012円

3 事故の態様

令和6年12月7日午前10時50分頃、主要地方道福井四ヶ浦線福井市畠中町地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第37号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 26,981円

3 事故の態様

令和7年1月5日午後7時30分頃、一般県道本郷福井線福井市木米町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
まり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第38号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 4,950円

3 事故の態様

令和7年1月12日午後5時頃、主要地方道福井朝日武生線福井市福町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
まり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第39号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 27,047円

3 事故の態様

令和7年1月4日午後3時頃、一般県道山奥九十九橋線福井市毛矢地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

破損した消雪設備による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第40号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損した消雪設備による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 3,300円

3 事故の態様

令和7年1月4日午前1時頃、主要地方道福井大森河野線福井市平尾町地係において、相手方が所有する自動車が破損した消雪設備に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第41号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり橋梁から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

愛知県名古屋市 法人

2 損害賠償の額 162,525円

3 事故の態様

令和7年2月10日午後2時15分頃、一般国道157号勝山市遅羽町下荒井地係において、相手方が所有する自動車が橋梁から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第17号

## 専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第42号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 4,950円

3 事故の態様

令和7年1月6日午後5時45分頃、主要地方道清水美山線福井市山内町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第43号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 14,310円

3 事故の態様

令和7年2月9日午後1時23分頃、一般県道福井鯖江線越前市家久町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
まり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第44号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 18,100円

3 事故の態様

令和7年2月9日午後2時20分頃、一般県道福井鯖江線越前市家久町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
まり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第45号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

丹生郡越前町 個人

### 2 損害賠償の額 31,570円

### 3 事故の態様

令和7年2月9日午後2時5分頃、一般県道福井鯖江線越前市家久町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第46号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 13,926円

3 事故の態様

令和7年1月4日午前10時頃、一般県道山奥九十九橋線福井市左内町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにほまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第47号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 91,300円

3 事故の態様

令和7年2月7日午後8時30分頃、主要地方道勝山丸岡線永平寺町栃原地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した枝に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

トンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第48号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおりトンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 法人

2 損害賠償の額 256,300円

3 事故の態様

令和7年2月13日午後8時頃、一般国道158号福井市市波地係において、相手方が所有する自動車がトンネル坑口から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第52号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 12,048円

3 事故の態様

令和7年2月24日午後6時5分頃、主要地方道武生米ノ線越前市小野谷地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに  
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または  
争訟等を行わない。

道路上の倒木による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第53号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の倒木による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 211,167円

3 事故の態様

令和7年2月10日午前6時20分頃、主要地方道福井四ヶ浦線福井市滝波町地係において、相手方が所有する自動車が道路上の倒木に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

トンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第54号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおりトンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 113,839円

3 事故の態様

令和7年3月1日午前10時頃、一般国道158号大野市下丁地係において、相手方が所有する自動車がトンネル坑口から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第27号

## 専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第1号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月10日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

吉田郡永平寺町 個人

### 2 損害賠償の額 11,360円

### 3 事故の態様

令和7年2月27日午後1時頃、一般県道大畑松岡線福井市北野上町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上の剥がれた舗装による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第2号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の剥がれた舗装による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月10日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 18,588円

3 事故の態様

令和7年1月3日午後1時頃、一般県道三尾野別所線福井市南江守町地係において、相手方が所有する自動車が道路上の剥がれた舗装に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

## 報告第29号

## 専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第3号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月14日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 3,850円

3 事故の態様

令和7年2月19日午前7時55分頃、主要地方道清水美山線福井市帆谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにハマリ、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第4号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月14日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 7,840円

3 事故の態様

令和7年2月19日午後6時20分頃、一般県道勝見稲津線福井市柁野町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにほまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第5号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月18日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 7,329円

3 事故の態様

令和7年2月25日午前7時15分頃、一般県道殿下福井線福井市金屋町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにより、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第6号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月18日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 10,208円

3 事故の態様

令和7年2月23日午後3時30分頃、一般県道東郷麻生津線福井市上河北町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上に落下した花壇ブロックによる自転車転倒事故の損害賠償額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月14日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第49号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上に落下した花壇ブロックによる自転車転倒事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

敦賀市 個人

2 損害賠償の額 11,080円

3 事故の態様

令和6年9月4日午後8時52分頃、敦賀市木崎12号18番地1先県道交差点において、相手方が所有する自転車が道路上に落下した敦賀警察署の花壇ブロックにより転倒して、同人に傷害を、当該自転車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。